

(答申第 9 1 号)

(答申第 9 2 号)

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県警察本部長(以下「実施機関」という。)が行った3件の公文書部分公開決定について、審査請求人が公開すべきとする部分のうち、新聞記事中の被疑者の住所、職業、氏名、年齢及び逮捕、犯罪歴の部分については非公開が妥当であるが、その他の部分は公開すべきである。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次の3件の公開請求を行った。

(1) 平成22年8月19日付け請求(以下「請求1」という。)

新聞の削除・抹消状況記録簿

(岐阜南警察署の留置人が私費で購入した毎日新聞の平成21年12月9日付の文書)

(2) 平成22年10月12日付け請求(以下「請求2」という。)

新聞の削除・抹消状況記録簿

(岐阜南警察署の留置人が私費で購入した毎日新聞の平成21年4月1日から平成22年10月12日までの文書)

(3) 平成22年10月21日付け請求(以下「請求3」という。)

新聞の削除・抹消状況記録簿

(岐阜南警察署の留置人が私費で購入した毎日新聞の平成19年5月25日から平成22年10月21日までの新聞の削除状況記録簿)

2 実施機関の決定

実施機関は、請求1に対し、平成21年12月9日付け新聞の削除・抹消状況記録簿(以下「対象公文書1」という。)を特定し、平成22年9月6日付け留管第774号で公文書部分公開決定(以下「本件処分1」という。)を、請求2に対し、対象公文書1及び平成22年1月8日付け新聞の削除・抹消状況記録簿(以下「対象公文書2」という。)を特定し、平成22年10月26日付け留管第949号で公文書部分公開決定(以下「本件処分2」という。)を、請求3に対し、対象公文書1及び対象公文書2を特定し、平成22年11月8日付け留管第986号で公文書部分公開決定(以下「本件処分3」という。)を、それぞれ行い、審査請求人に通知した。

実施機関は、本件処分1ないし3において、次の部分が条例第6条第1号に該当するとして非公開とした。

(1) 決裁供覧欄及び点検担当者欄に記載された警察官の印影の一部

(2) 被留置者の氏名及びその記号

(3) 削除・抹消記事の内容欄に貼付された新聞記事

3 審査請求

審査請求人は、本件処分1を不服として平成22年10月28日付けで、本件処分2及び3を不服として平成22年11月16日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、それぞれ審査請求を行った。

第3 審査請求の併合

審査請求人は2件の審査請求を提起しているが、いずれも、同一文書を対象とした請求について、実施機関が行った公文書部分公開決定に対し、同一の理由でなされた審査請求であることから、審査会ではこれら2件の審査請求を併合して審理した。

第4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分1ないし3を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

削除・抹消記事の内容欄に貼付された新聞記事は、過去に審査請求人にスミ塗りせずに公開されているから、過去の判断と矛盾しており、今更、非公開とする理由がない。

しかも、新聞報道に関する件は条例第6条第1号ただし書きイに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるから非公開理由とはならない。

万が一、新聞記事が条例第6条第1号に該当するとしても、本件対象公文書の削除・抹消記事の内容欄に貼付された新聞記事については、氏名等を部分的に非公開とし、個人が特定できない形で公開することによって、非公開情報に係る部分とそれ以外との部分を容易に分離することができるのであるから、本件処分は条例第7条第1項に反し、不当な処分である。

第5 諮問庁の主張

諮問庁が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

岐阜南警察署の留置場で特定の被留置者が私費で購入した毎日新聞について、閲読制限をかけた記事が添付された平成21年12月9日付け及び平成22年1月8日付けの新聞の削除・抹消状況記録簿である。

2 本件処分について

削除・抹消記事の内容欄に貼付された新聞記事について、実施機関が本件処分1ないし3を行った理由は、次のとおりである。

(1) 個人情報該当性について

削除・抹消記事の内容欄に貼付された新聞記事は、本件対象公文書と一体をなすものであり、非公開情報該当性判断の対象となることは言うまでもなく、当該新聞記事には特定個人の事件報道に関する情報が記載されているものであり、特定個人を識別することがで

き、また、特定個人を識別することをできなくしたとしても、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第6条第1号に該当する。

なお、警察関連の広報・報道内容のなかには、特定事件に係る被疑者及び被告人（以下「被疑者等」という。）や被害者の氏名等の個人情報が含まれるが、これらの個人情報は、過去に広報等されたことをもって直ちに条例第6条第1号ただし書イに該当するとして、みだりに公開されるべきものではない。

これは、条例第3条において、実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとしつつも、この場合において、個人情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならないとしており、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーや名誉等の人格権的利益を最大限に保護する旨を明らかにしているものである。

個人情報であっても、条例第6条第1項ただし書に該当する場合には公開しなければならないこととされているが、同号ただし書に該当するかどうかの判断については、条例第3条及び第10条の趣旨に即して慎重に行わなければならないというものである。

そこで岐阜県警察では、国家公安委員会及び警察庁における情報公開法審査基準と同様の「公安委員会及び警察本部長における公文書の公開等の基準」（平成14年3月22日付け総第310号。以下「県警公開基準」という。）を定め、犯罪事件等で被疑者等や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の当該個人情報の取扱いについて、一定の基準を設けるとともに、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断するものとされている。

被疑者等の個人情報については、

被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されていても、公開決定の時点において氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き、氏名等を部分的に非公開とし、個人が特定できない形で公開する。

被疑者（被告人）の氏名等が公開決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、次に掲げる場合等が考えられ、当県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を公開する。

ア 警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合

イ 被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ウ 公開請求から公開決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

とされている。この基準の理由については、被疑者等の親族等においても犯罪被害者等と同様にプライバシーを最大限に保護する必要があると認められるべきであること、及び被疑者等の逮捕等に係る個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）において適用除外とされており（同法第45条）、その保護されるべき個人情報が条例による公開請求に対しては公開されることとなれば、適用除外とした趣旨が損なわれるといった不合理が生じることとなるためである。

この県警公開基準に基づき本件対象公文書に貼付された新聞記事についてみると、平成21年12月9日付け及び平成22年1月8日付けの新聞記事であって、本件処分1がなされた平成22年9月6日時点、本件処分2がなされた平成22年10月26日時点及び本件処分3がなされた平成22年11月8日時点においては、当該新聞記事に係る報道の継続性は認められず、

本件処分となる公開決定等の時点において氏名等が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には当たらず、本件処分時に至っては当該新聞記事に係る氏名等の個人情報保護されるべきである。

また、仮に新聞記事であることをもって、無条件に条例第6条第1号ただし書イに該当するものとされたならば、被疑者等のほか被害者の個人情報にあっても、時の経過が考慮されることなく、将来にわたって継続的に公開され、公の元にさらされることとなり、その権利利益が侵害され続けることとなってしまうことから、このような権利侵害となる個人情報を処分庁として無条件に公開することは到底容認できない。

(2) 審査請求人のその他の主張について

仮に過去において、本件対象公文書と同一文書の公開請求に対し、処分庁から新聞記事の部分を非公開とはしない決定がされていたとしても、過去になされた請求に対する処分時と本件処分時における保護すべき個人情報の置かれた状況が異なる場合があるのであって、公開内容が必ずしも一致するものではない。

また、条例は、何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであり、特定個人になされた過去の公開決定等の個別の事情によって当該公文書の公開決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

第6 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公開請求の趣旨等について

審査請求人の3件の公開請求の趣旨は、岐阜南警察署の留置人が私費で購入した毎日新聞について、特定日又は特定期間における削除状況記録簿の公開を求めるものと認められる。

2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関が非公開とした部分のうち、審査請求人が公開すべきと主張する部分は、新聞の削除・抹消状況記録簿中の削除・抹消記事の内容欄に貼付された新聞記事であると認められるので、当該部分に係る処分の妥当性について、以下のとおり判断する。

(1) 条例第6条第1号本文該当性について

条例第6条第1号本文は、非公開情報について「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

これらについて、当審査会で検討した結果、本件対象公文書1及び2の削除・抹消記事の内容欄に貼付された新聞記事は、いずれも刑事事件の被疑者逮捕に関する記事であり、被疑者の氏名のほか、住所、職業、年齢、逮捕、犯罪歴及び事件の概要が記載されている。これらは記事全体として条例第6条第1号本文の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 条例第6条第1号ただし書イ該当性について

条例第6条第1号ただし書イは、同号本文に規定する個人情報であっても、法令等の定めにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、公開

しても社会通念上個人のプライバシー等を侵害するおそれがないと認められる情報、又はおそれがあるとしても受忍限度の範囲にとどまるものと認められる情報であると考えられることから、公開しなければならないとする趣旨である。

これについて審査請求人は、新聞記事は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるから同号ただし書きイに該当すると主張する。

一方、諮問庁は、個人情報のみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならないとする条例の理念を引用しつつ、警察関連の広報・報道内容に含まれる個人情報は、過去に広報等されたことをもって直ちに条例第6条第1号ただし書きイに該当するとして、みだりに公開されるべきものではないと主張する。そして、具体的には、県警公開基準に基づき、被疑者等の氏名等が公開決定の時点において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合とは、公開請求から公開決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者等が特定される内容の報道がされている場合等であるとし、これに該当する場合には、当県警察、警察庁及び他の都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を公開するとしている。

よって、この基準に基づいて判断すれば、本件対象公文書に貼付された新聞記事に係る事件については、公開請求から公開決定までの間において報道への発表又はその予定はなかったため、報道の継続性は認められず、被疑者等の氏名等については同号ただし書きイには該当しないと主張している。

これらについて、当審査会で検討した結果、過去の一時点において事件のあらましが報道された場合、当該あらましのうち、被疑者等が誰であるかという部分を除いた部分、すなわち事件の客観的態様については、時の経過を考慮する必要性が乏しいことから、特段の事情がない限り、公開決定の時点においてもなお慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとの性質を失わないと認められる。しかしながら、被疑者等が誰であるかという情報部分については、報道の時点から時間が経過するに従い、事件の社会的影響や事件に関する社会一般の関心や記憶は薄れていき、次第に公衆が知りうる状態に置かれているとは言えなくなっていくと認められる。また、被疑者等の個人の識別・特定に関する情報は、当該個人についての逮捕、犯罪歴として秘匿性の高い情報であることから、その権利利益を守る必要性が増していくと認められる。それゆえ、報道後、相応の時間が経過したような場合においては、事件のあらましのうち、被疑者等が誰かに関する情報は、もはや現に「公にされている情報」にも「公にすることが予定されている情報」にも該当しないと解するのが相当である。

これを本件についてみると、本件対象公文書1及び2に記載された事件については、いずれも被疑者等個人の逮捕、犯罪歴に関する情報であって、報道から本件処分までの期間は、少なくとも約9か月が経過しており、当該期間の経過による社会的影響及び事件に関する社会一般の関心ないし記憶の低減と被疑者等の権利利益の擁護の必要性等を併せ考えると、報道された事案のあらましのうち、事件の客観的態様については、今なお慣行公情報性を認めるべきであるから、条例第6条第1号ただし書きイに該当するものと認められる。一方、被疑者等の氏名、住所、職業、年齢及び逮捕、犯罪歴は、個人を識別することができる部分又は当該個人を特定する手掛かり情報のうち主要部分であることから、これらについては、もはや現に「公にされている情報」とも、「公にすることが予定されている情報」とも認められず、同号ただし書きイに該当しないと認められる。

(3) 部分公開の可否について

条例第7条は、公開請求に係る公文書に非公開情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、公文書の部分公開(公文書に記録されている情報のうち非公開情報に係る部分を除いて、公文書を公開することをいう。以下同じ。)をしなければならないと規定している。

本件対象公文書中の新聞記事においては、上記(2)で条例第6条第1号ただし書イには該当しないと認められた「被疑者等が誰かに関する情報」の部分と、これを除いた「事件の客観的態様」の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれることはないと認められるため、被疑者の住所、職業、氏名、年齢及び逮捕、犯罪歴の部分については、なお非公開とするのが妥当であるが、その他の部分は公開すべきである。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件対象公文書1及び2の新聞記事部分は、過去に審査請求人に公開されているから、過去の判断と矛盾していると主張している。

しかし、諮問庁が主張するとおり、条例は、何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであるから、仮に過去において、特定個人からの本件対象公文書と同一文書の公開請求に対し、処分庁から新聞記事の部分を公開する決定がされていたとしても、こうした個別の事情が当該公文書の公開決定等の結論に当然に影響を及ぼすものではなく、それぞれの請求に対する処分の時点において、条例の解釈として最も適切と考えられる決定を行うべきであることは言うまでもない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成22年11月8日 平成22年11月26日 平成22年12月2日	(平成22年10月28日付け審査請求について) ・ 諮問庁から諮問を受けた。 ・ 諮問庁から公開決定等理由説明書を受領した。 ・ 審査請求人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成22年11月26日 平成22年12月16日 平成22年12月17日 平成23年1月7日	(平成22年11月16日付け審査請求について) ・ 諮問庁から諮問を受けた。 ・ 諮問庁から公開決定等理由説明書を受領した。 ・ 審査請求人に公開決定等理由説明書を送付した。 ・ 審査請求人から意見書を受領した。
平成22年12月24日 (第94回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。 ・ 諮問庁から口頭意見陳述を受けた。

平成23年 1月19日 (第95回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成23年 2月 9日 (第96回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	桑原 一男	行政書士	
	小森 正悟	弁護士	
	三井 怜子	岐阜県商工会女性部連合会理事	
会長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)